

平成21年3月26日作成
平成26年3月16日改正
平成27年3月16日改正
平成29年5月31日改正
平成30年10月2日改正
令和2年6月30日改正
令和2年7月20日改正
令和3年1月6日改正

診療及び投薬関係マニュアル

大阪出入国在留管理局 処遇部門

目次

1	マニュアル作成目的	1
2	基準となる法令等	1
3	看守勤務者注意事項	1
	(1) 被収容者の動静把握	1
	(2) 看守責任者等への報告	2
	(3) 適正な投薬及び服用確認	2
	(4) 誤投薬発生時の対応について	2
4	診療室への報告・相談等について	3
5	申出書の記載	3
6	診察中の注意点	4
7	診察後の連絡事項	5
8	処方薬の受領方法・管理及び投薬	5
	(1) 処方薬の受取り方法	5
	(2) 処方薬の投薬準備	5
	(3) 処方薬の投薬	8
	(4) 処方薬の管理	9
9	被収容者が所持する処方薬及び市販薬等について	10
	(1) 使用基準	10
	(2) 症状の聴取	10
	(3) 看護師への確認	10
	(4) 投薬後の動静把握	11
	(5) その他	11
10	処方薬の投薬変更・中止等の基準	11
	(1) 効能及び使用上の注意等の把握	11
	(2) 投薬の注意事項	11
11	常備薬について	11
	(1) 病状の確認と適切な投薬	11
	(2) 処方薬との飲み合わせ	12
	(3) 常備薬の投薬	12
	(4) 投薬後の動静把握	12
	(5) 常備薬の投薬期間	12
12	出所時の所持薬	13

1 マニュアル作成目的

このマニュアルは、診療、投薬（常備薬の授与を含む）に係る手順等を明らかにすることにより、処遇部門と診療室間の意思疎通を円滑にし、被収容者に適正な診察及び投薬を実施するとともに、誤投薬や急病人発生時の迅速な対応を行うことを目的とする。

2 基準となる法令等

- (1) 被収容者処遇規則第8条、第30条
- (2) 大阪出入国在留管理局被収容者処遇細則第34条
- (3) 平成13年2月5日付け法務省管警第16号「被収容者に対する適正な投薬の実施について（指示）」
- (4) 平成13年2月5日付け事務連絡「被収容者に対する適正な投薬の実施に係る留意点について（指示）」
- (5) 平成13年11月27日付け事務連絡「被収容者の事故防止について」
- (6) 平成14年1月29日付け事務連絡「被収容者に対する投薬時における投薬対象者の確認励行について」
- (7) 平成14年8月12日付け事務連絡「被収容者に対する適正な投薬の実施について」
- (8) 平成20年5月29日付け事務連絡「保険医療機関及び保健医療養担当規則改正に伴う被収容者に対する投薬について（通知）」
- (9) 平成30年2月27日付け法務省管警第41号『「健康状態に関する質問書」の改正について（通知）」』
- (10) 平成30年3月5日付け法務省管警第46号「被収容者の健康状態及び動静把握の徹底について（指示）」
- (11) 令和元年11月20日付け入管庁警第193号「被収容者に対する誤投薬事案発生報告について（通知）」
- (12) 入国警備官実務マニュアル警備処遇編
- (13) 不要処方薬の廃棄方法に係る局長決裁文書（令和元年9月12日。 ██████████
██████████）

3 看守勤務者注意事項

(1) 被収容者の動静把握

- ア 動静把握は保安上の事故を未然に防ぐため重要なことであり、加えて
- 「体調不良の早期発見及び原因の特定」
 - 「病状に係る動静要注意者の病状急変等への速やかな対応」
 - 「精神不安定な被収容者の行動把握が診察時の資料となる」

「投薬後の経過観察が処方薬の効果を評価するのに役立つ」
等被収容者の健康状況把握や処方薬の効果確認にもつながるものです。

被収容者全員の動静を均一に把握することは困難ですが、各見張室勤務者が互いに補完し合い、保安上だけでなく、

注意点を共有して動静把握に努めてください。

イ 見張室勤務者は、投与する薬の効能、副作用を含む使用上の注意等を十分認識し投薬するようにしてください。漫然と投与するだけでは、投薬後の健康状態に関する動静把握を的確に行えず、健康状態が悪化した場合の対応に遅れが生じる可能性があります。

(2) 看守責任者等への報告

ア 被収容者の健康状況や投薬に関する質問等については、そのほとんどを診療室に報告・相談(診療室への報告・相談方法は別途記載しています。)することになります。

してください。

イ 体調不良を訴える被収容者を認知した際は、当初は症状が軽くても、次第に悪化することもあるので、被収容者が症状を訴えた時だけでなく、継続して動静に注意するとともに、検温・血圧測定を行うなどして体調の確認に努め、適宜、看守責任者等に報告してください。

(3) 適正な投与及び服用確認

薬の投薬方法及び用量を間違えると健康被害が発生する可能性があるほか、担当した職員は職責を問われます。定められた用量を投与することはもちろんですが、

確実な服用確認を行う必要があります。

(4) 誤投薬発生時の対応について

誤投薬が発生した場合は、

ア 直ちに看守責任者等に報告した上で、被収容者の体調変化を注意深く観察することが必要です。

イ 報告を受けた看守責任者等は、担当した看守勤務者から事情聴取するなど誤

投薬に至った経緯を正確に把握し、事務室への的確な報告を行い、
等を状況に応じて行ってください。

ウ 看護師が勤務中であれば、見張室勤務者は、看守責任者等への連絡と同時に
又は速やかに診療室へ状況説明の上、適切な後措置について助言を求めてく
ださい。

同措置上、看守責任者等は看護師が収容区域内への立ち入りが必要と判断す
れば速やかに実行してください。

それらの措置を講じた上で、看守責任者等は、首席入国警備官に対し状況を
報告し、適切な後の体制について指示を求めてください。

エ 誤投薬は本庁長官あてに速やかな報告が必要ですから、見張室勤務者は、誤
投薬の経緯及び発覚理由等について取りまとめ、後措置が円滑に行われるよ
う努めてください。

オ 誤投薬の措置は、令和元年11月20日付け入管庁警第193号本庁総務課
長及び警備課長名の「被収容者に対する誤投薬事案発生報告について（通知）」
に従ってください。

カ

4 診療室への報告・相談等について

(1)

(2)

5 申出書の記載方法

(1) 被収容者から主訴・症状の訴えがあり、

ア 常備薬をある程度の期間、服用させても症状が改善されない

- イ 常備薬では対応できない症状等である
- ウ 診療を数日後に控え、常備薬よりも受診した方が早期改善が見込まれる
- エ 新たな症状が発症した
- オ 処方薬が合わない等述べ、被収容者が薬変更を希望する
- カ 高血圧等継続して医師が診察する必要がある
- キ 医師・看護師から再診指示が出ている
- ク 傷病の程度に関係なく、処遇上、受診させた方がいいと思われる被収容者である









等の場合は、被収容者に申出書を交付し、症状等を記載させ受理します。

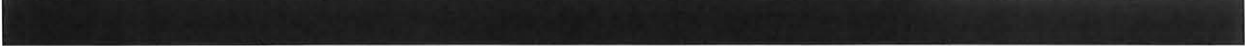


- (2) 申出書を受理した見張室勤務者は、被収容者から聴き取った症状や投薬状況を申出書に朱書きし、看守責任者等を経由して診療室に回付します。


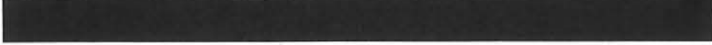
* 庁内診療の流れについては、別紙を参考にしてください。

6 診察中の注意点

- (1) 診療の連行及び立会は、
が行っています。

- (2) 








- (3) 



- (4) 新規入所者については、入所手続の際、看護師の健康相談を実施しています。看護師が健康相談において、診療の緊急性、定期的な検温・血圧測定等の対応について判断し、指示を出します。入所日が診療日であった場合、診療を実施することもあります。入所日に診療を行う場合、要診察者の認知時間によっては、十分な診察時間が取れないことがあるので、
十分な診察時間の確保に努めてください。

刑務所等からの身柄引取り案件で、事前に健康状態が判明し、引継薬がある場

合、看護師の判断で、次回診療日まで引継薬を服用させることがあります。

また、緊急性が高い症状の場合、外部診療を行うこともあります。

7 診察後の連絡事項

診療終了後、立会官は、診察により食事内容の変更指示、外部診療指示、血液検査実施等があれば、その旨看守責任者等及び見張室勤務者に連絡してください。

8 処方薬の受領方法・管理及び投薬

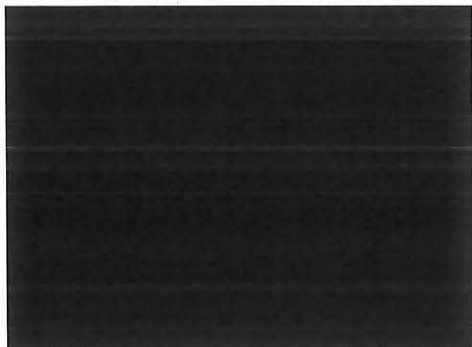
(1) 処方薬の受取り方法

ア 庁内診療の処方薬

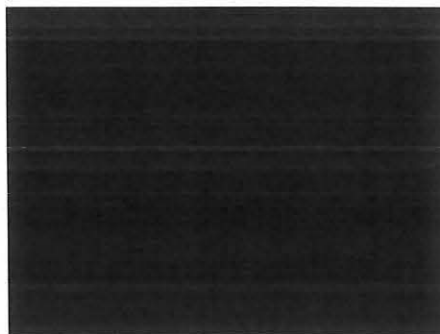
(ア) 受領者は、見張室筆頭勤務者のほか、看守責任者、副看守責任者のいずれかです。

(イ) 診療日の夕刻までに、看護師から処方薬、お薬リスト、診療結果報告を受領します。

処 方 薬



お薬リスト



(ウ) 受領者は、処方薬の種類及び総数、投薬方法、投薬時期、保存方法、常備薬との飲み合わせの可否、その他注意事項等を確認した上、処方薬等を受領してください。

イ 外部病院連行の処方薬

(ア) 受領者は、見張室筆頭勤務者とし、見張室で護送官から処方薬を受領してください。

(イ) 受領者は、護送官から病名及び病状の他、上記8(1)ア(ウ)と同様の確認を行ってください。

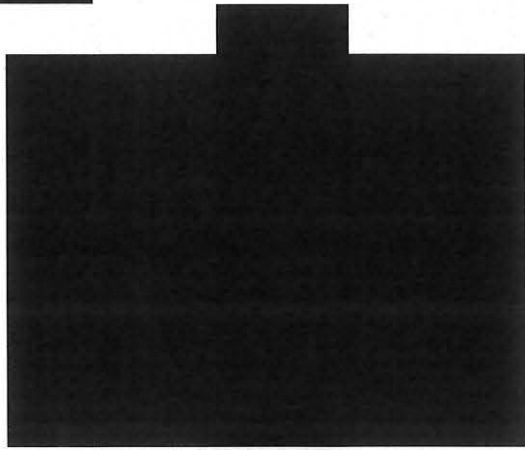
(ウ) 護送官は、速やかに診療結果報告書を作成し、診療簿と合わせて看守責任者等に報告してください。

。

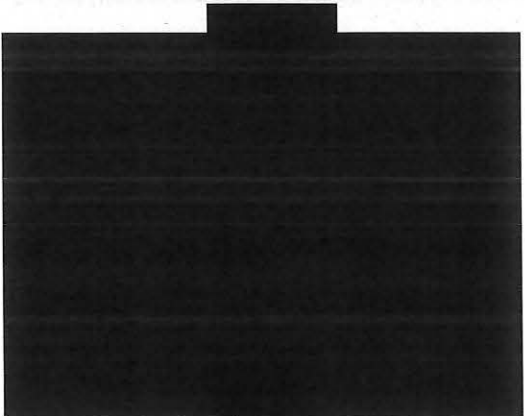
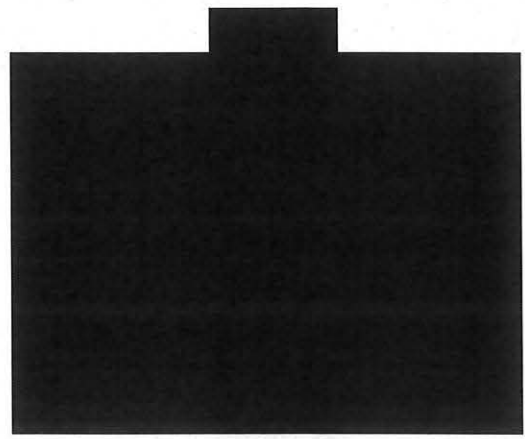
(2) 処方薬の投薬準備

ア 処方薬を受領した見張室筆頭勤務者は、他の見張室勤務者に処方薬及びお薬リストを交付し、診療結果報告に沿って注意事項を伝達してください。

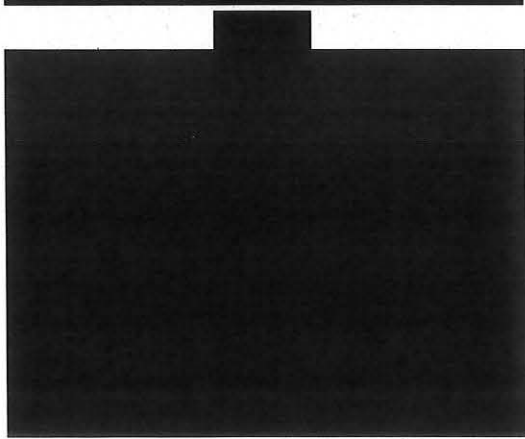
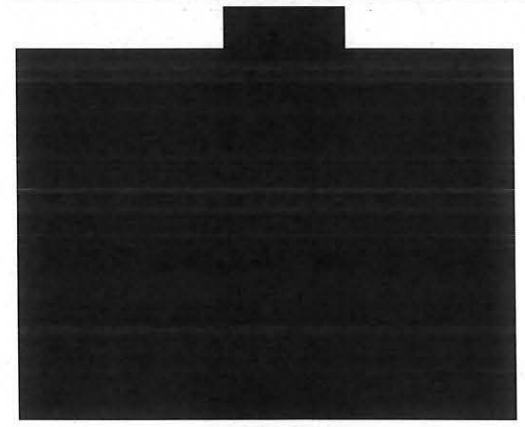
イ 処方薬及びお薬リストを受け取った見張室勤務者は、
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]



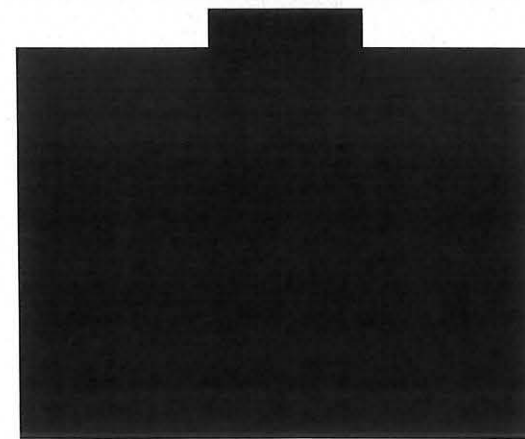
→



→

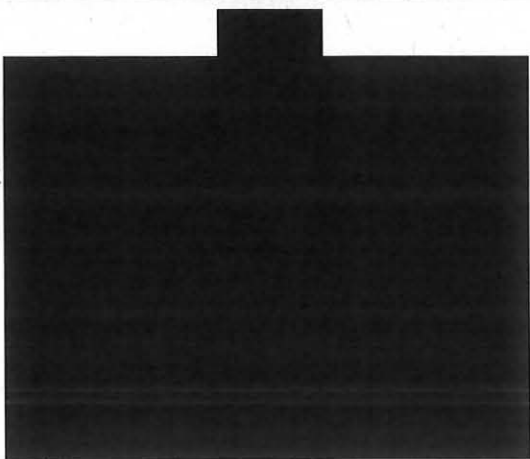


→

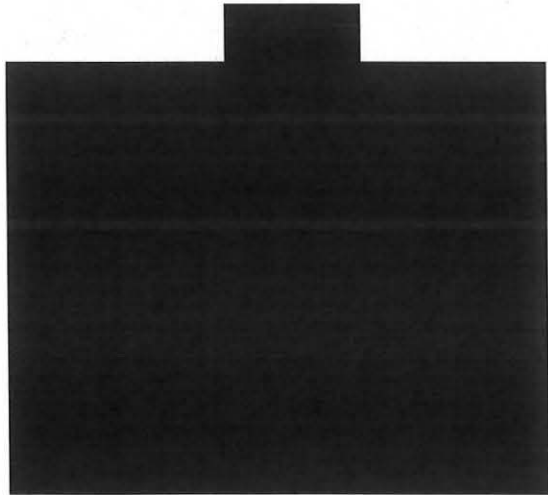
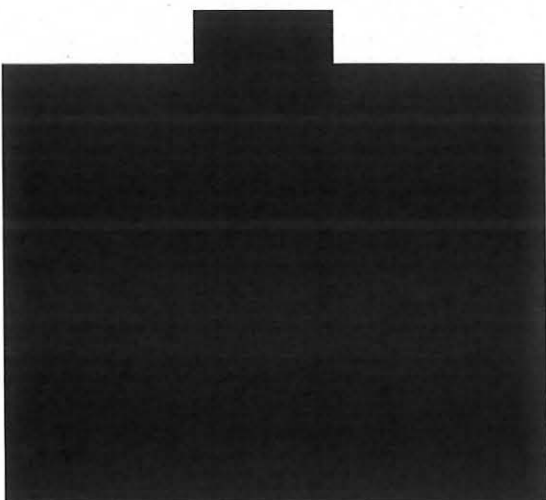
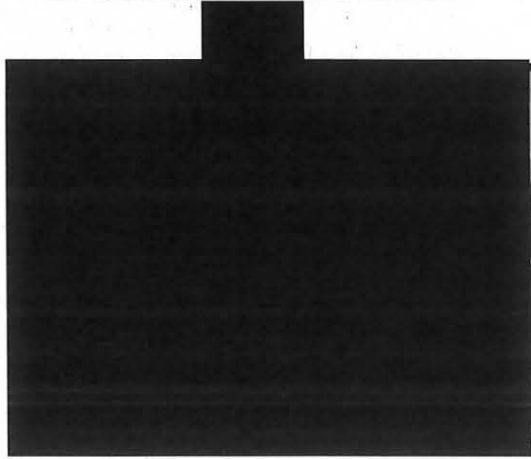


ウ 見張室勤務者は、投薬対象者に誤りがないか確認し、お薬リスト等を参照しながら、
[Redacted] します。
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[REDACTED]

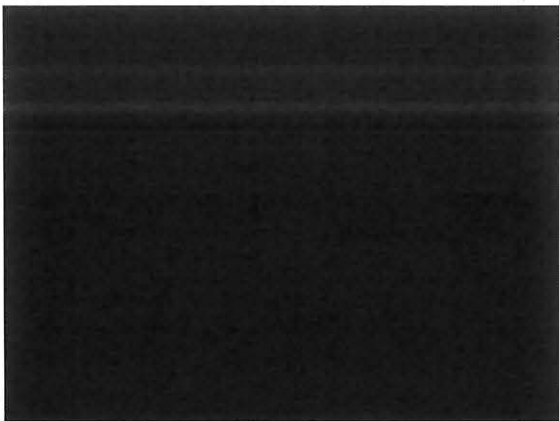


→



I

[REDACTED]



オ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

カ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

キ 被収容者には、処方薬及び用法等を確認後、速やかにお薬リストのコピーを渡してください。 [Redacted]
[Redacted]

ク [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(3) 処方薬の投薬

ア 勤務者は、投薬する際、被収容者に交付しているお薬リストを提示させ、氏名を名乗らせた上、 [Redacted] 同一人であることを確認してください。

イ 勤務者は、投薬前に「処方薬投与記録表」を確認して、既に投薬していないか、投薬間隔が十分であるか、摂食事実の有無等を確認してください。

特に投薬時間が決まっていない頓服薬等については、投薬前に前回の投薬時間を確認し、投薬間隔が適正か判断した上、投薬するように注意してください。

ウ 勤務者は、 [Redacted] 薬を外す際、「曜日」、「朝」、「昼」、「夜」、「就寝前」及び「頓服」等の用法を確認した上、 [Redacted]

[Redacted] 提示された「お薬リスト」の薬名または薬の画像、処方薬投与記録表の薬名、用法用量に違いがないことを確認した上、服用確認しやすいように被収容者と対面して投薬してください。

エ 勤務者は、投薬後、被収容者に口を開けさせ、薬を飲み込んだことを確認してください。

服用を確認後、被収容者に「処方薬投与記録表」の「受領署名又は指印」欄に氏名が判別できる字体で署名させるか又は指印させてください。

オ

(4) 処方薬の管理

ア

イ

ウ

エ

[Redacted text block]

オ

カ

9 被収容者が所持する処方薬及び市販薬等について

(1) 使用基準

診療室及び外部病院からの処方薬は、医師の指示どおり投薬しますが、被収容者が所持する処方薬、市販薬及び外国製の薬は、

「症状に合っていない」

「成分・用途等がわからない」

「第三者が受診し、処方された薬を譲り渡してもらった薬である」

「本人が受診し、処方を受けたものと思われるが、通称名や他人の健康保険を使用したため、同一人性が確認できない」

といったことがあるので、これらは基本的に使用せず、可能な限り常備薬や当局又は外部病院での診察で対応します。

しかし、被収容者が国内の病院から処方された薬であり、

「同一人性が確認できる」

「当局収容前から継続して服用している」

「薬袋や薬の説明書等で用法用量が確認できる国内の処方薬」

の使用を申し出てきた際は、申出書を決裁の上、診療室指示の下、使用を許可する場合があります。

(2) 症状の聴取

被収容者が所持する薬の効能等と、被収容者が訴える症状とが合うかを確認する必要性が高いので、病状は詳細に聴取してください。

(3) 看護師への確認

被収容者の所持薬を使用する際、上記9（1）のとおり行いますが、夜間の入所等のため、看護師に確認することができず、常備薬で対応できない症状の場合、やむを得ず本人所持薬を使用することがあります。看護師の確認がじ後になった場合、なるべく早い段階で

「被収容者名簿写し」、 「健康質問書写し」

「所持薬とその資料」、 「聴取内容」

を用意して看護師に確認してもらってください。

（4）投薬後の動静把握

看護師への確認を待たずに被収容者の所持薬を使用した際は、不測の事態に備え、体調の変化に注意するようにしてください。

（5）その他

被収容者の所持薬を使用する期間は、基本的に当局での診察を受けるまでの間です。ただし、診察の結果、所持薬の投与を継続するよう指示される場合もありますので、その際は、医師の指示に従ってください。

1 0 処方薬の投薬変更・中止

（1）効能及び使用上の注意等の把握

処方薬の効果を確認するためには、医師の指示どおりに服用させることが必須です。

しかし、被収容者が服用中止を求めた場合や見張室勤務者が確認した症状の改善状況や副作用の強さによっては医師の判断を仰ぎ、服用を中止又は変更することがあります。

（2）投薬の注意事項

しかし、医師から定期投与を指示されている処方薬を途中で勝手に中止すると、薬によっては、治まっていた症状が急に悪化する場合があります。

1 1 常備薬について

（1）病状の確認と適切な投薬

常備薬はすべて市販薬なので、薬の飲み合わせや副作用等の影響が少ないも

のと思われがちですが、体質によっては服用後にアナフィラキシーショックに陥るなど、重篤な副作用を引き起こす場合があります。本庁の細心の注意を払い、被収容者の訴える症状の聴取、検温及び血圧測定等により適切な投薬を行ってください。

判断に迷うことがあれば、看護師及び看守責任者等に連絡してください。

(2) 処方薬との飲み合わせ

処方薬を服用中の被収容者が、別の病状の発症を理由に常備薬を求めることがあります。そのような場合、当局の常備薬を投薬することがありますが、処方薬との併用可否について注意しなければなりません。

基本的には処方薬を看護師から受け取った際、常備薬との飲み合わせを確認していますが、判断に迷った場合、看護師・看守責任者等に連絡・確認してください。

(3) 常備薬の投薬

ア 勤務者は、常備薬を投薬する際、氏名を名乗らせた上、
被収容者の同一人を確認してください。

イ 勤務者は、被収容者から病状やアレルギーの有無を聴取し、薬の説明文書に記載されている薬の効能・効果等を確認した上、適切な常備薬を選択してください。

ウ 勤務者は、投薬前に「処方薬投与記録表」及び「救急常備薬投与簿」を確認の上、
処方薬や同一効能を有する常備薬との飲み合わせに問題がないか、決められた投薬の回数内であるか、投薬間隔が十分であることを確認してください。

エ 勤務者は、常備薬を取り出す際、薬の説明文書に記載されている薬の用法用量を確認した上、適切な用量を投与してください。

オ 勤務者は、服用確認しやすいように被収容者と対面し、投薬後、被収容者に口を開けさせ、薬を飲み込んだことを確認してください。

カ 勤務者は、投薬後、確実に空容器を回収してください。

(4) 投薬後の動静把握

被収容者から病状等を詳しく聴取しても、常備薬の投薬が適切であったかどうかは、投薬後の動静把握が重要ですので、必要であれば直接確認する等適宜の方法で動静把握に努めてください。

(5) 常備薬の投薬期間

常備薬をある程度の期間、服用しても病状が改善されない場合、診療室での受

診を検討し、上記5（1）のとおり、看護師に健康相談を依頼してください。

[Redacted]

[Redacted]

1 2 出所時の所持薬

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

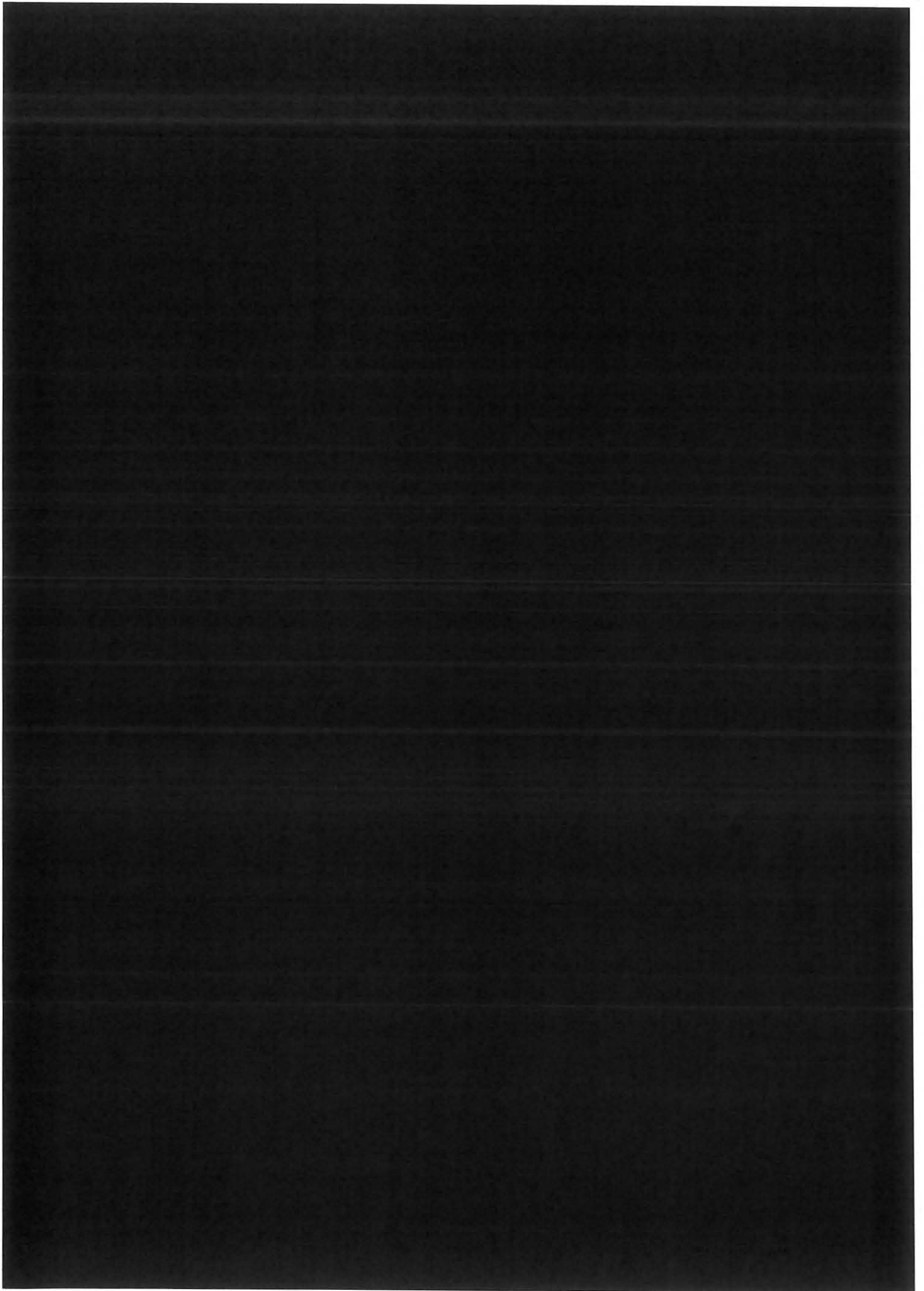
[Redacted]

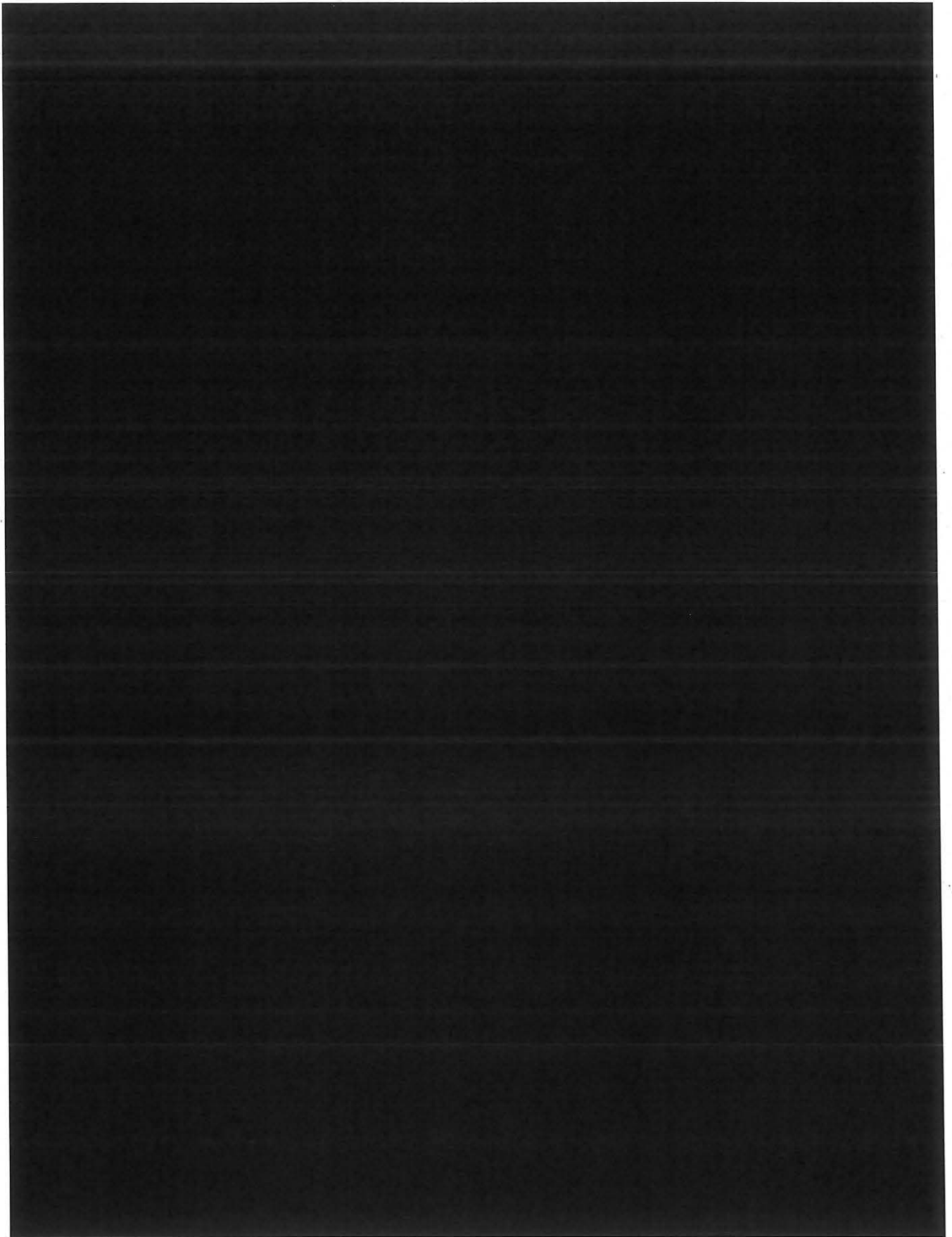
不要となった処方薬の廃棄の手順は、総務課が起案し、令和元年9月12日に局長決裁したものを参照（ [Redacted] ）。

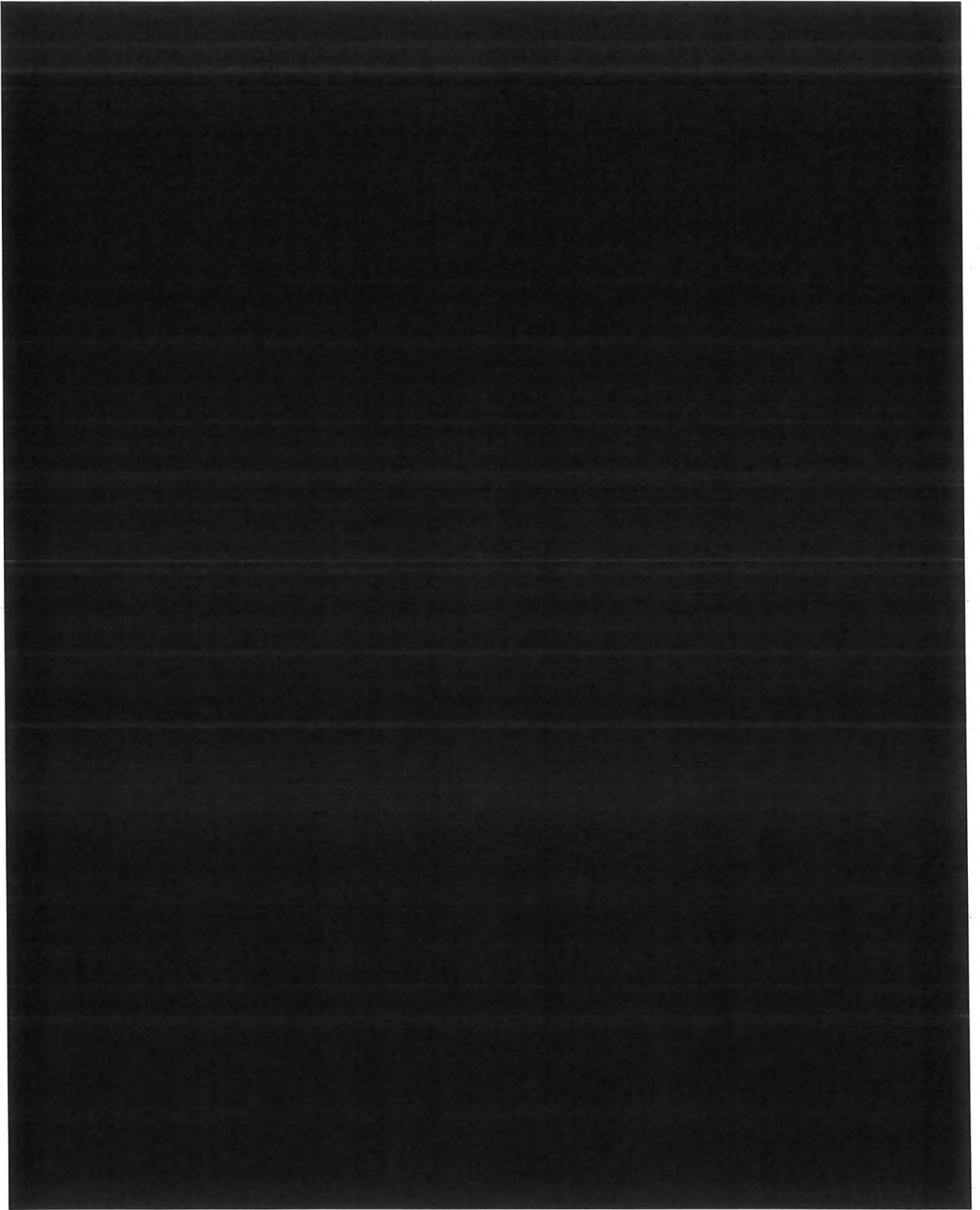
添付物

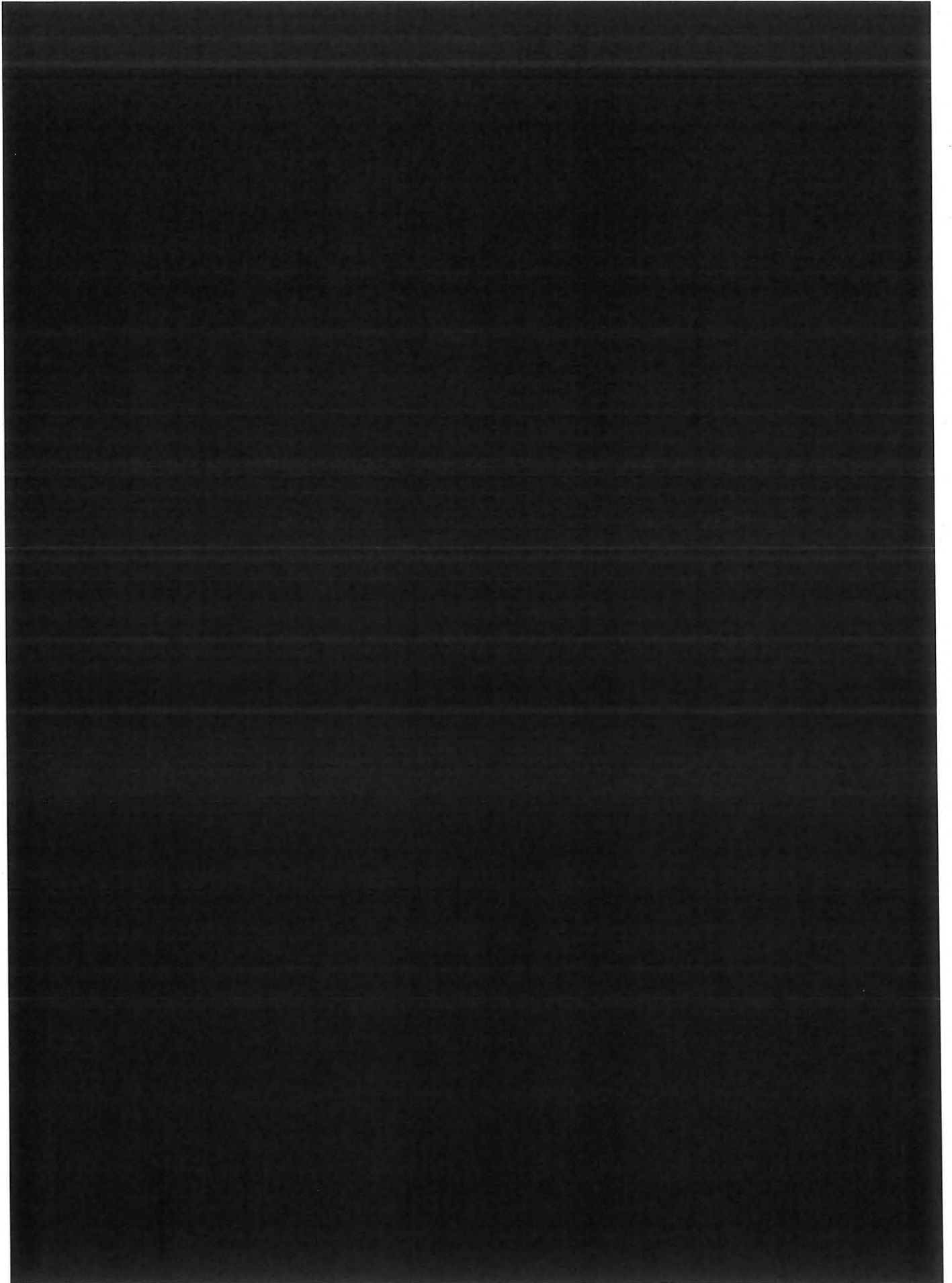
[Redacted]

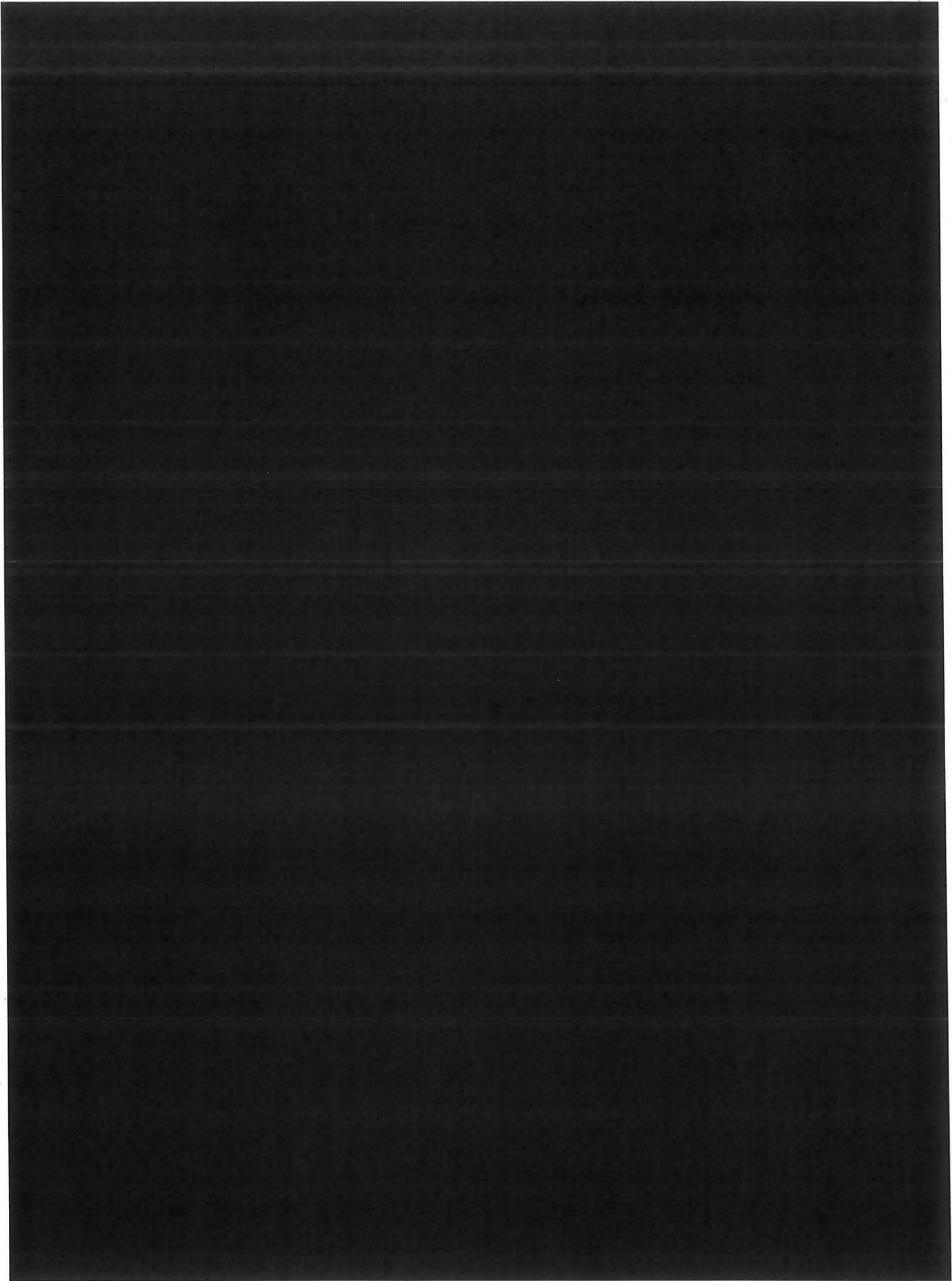
[Redacted] 部

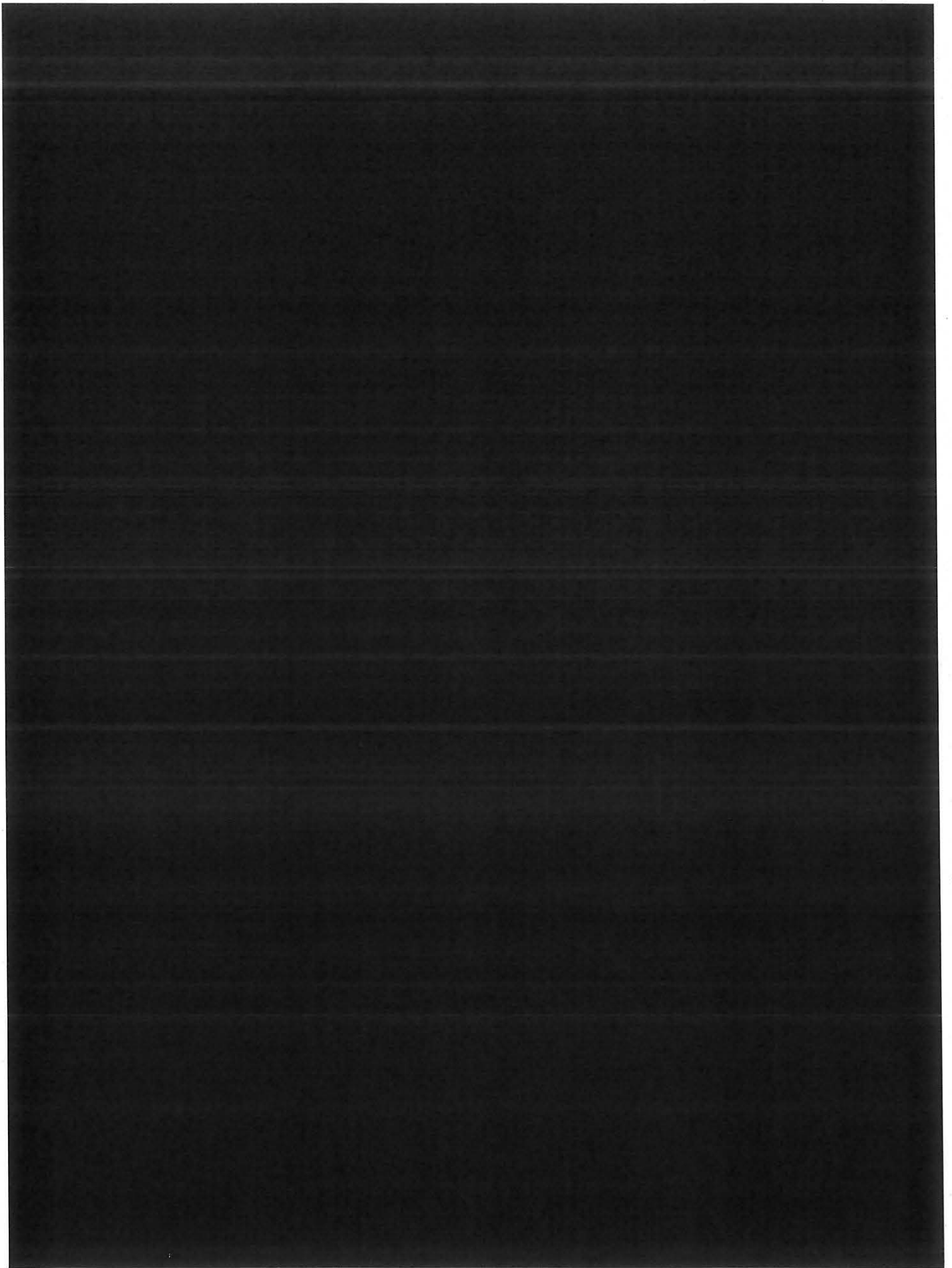


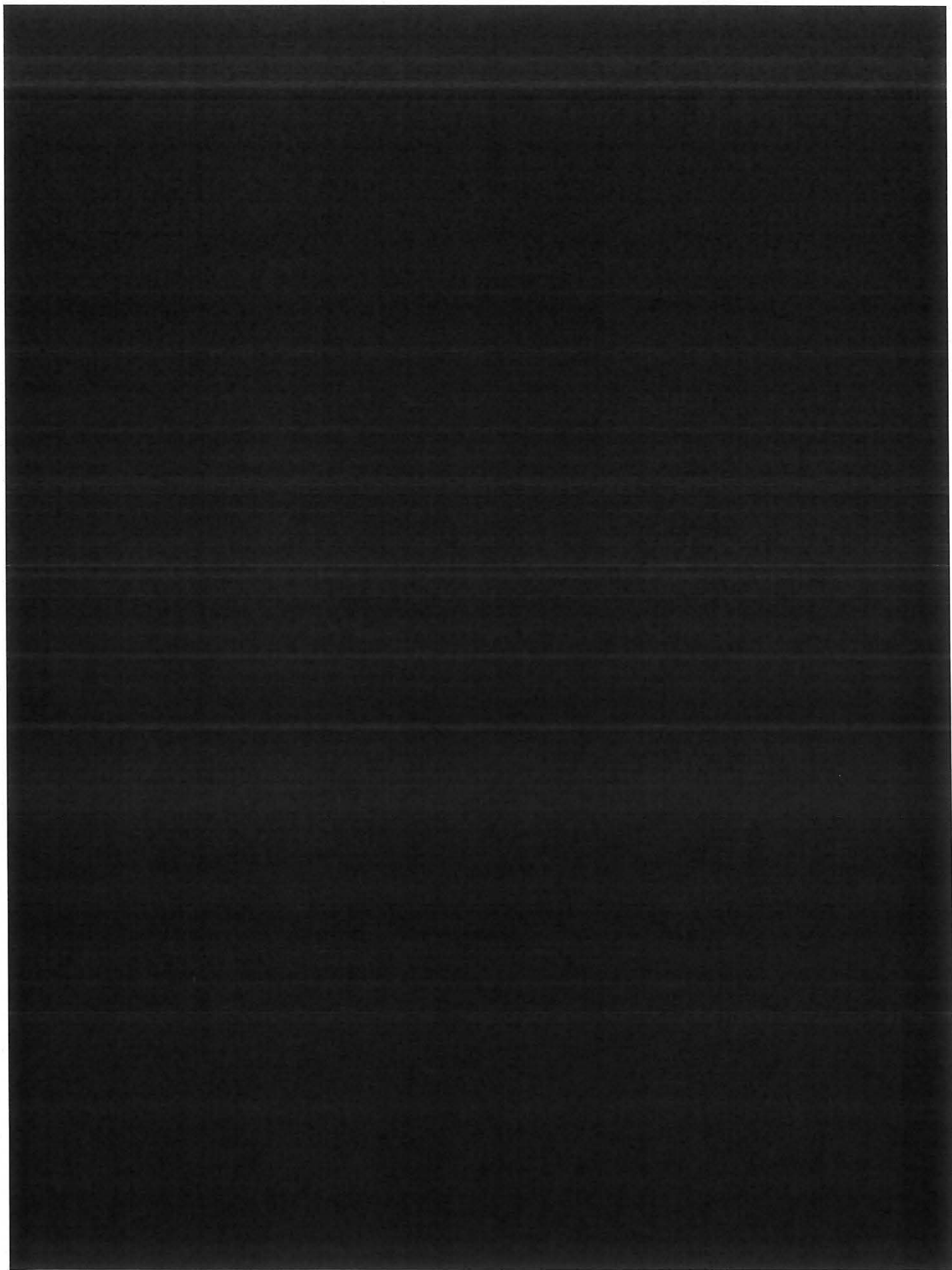


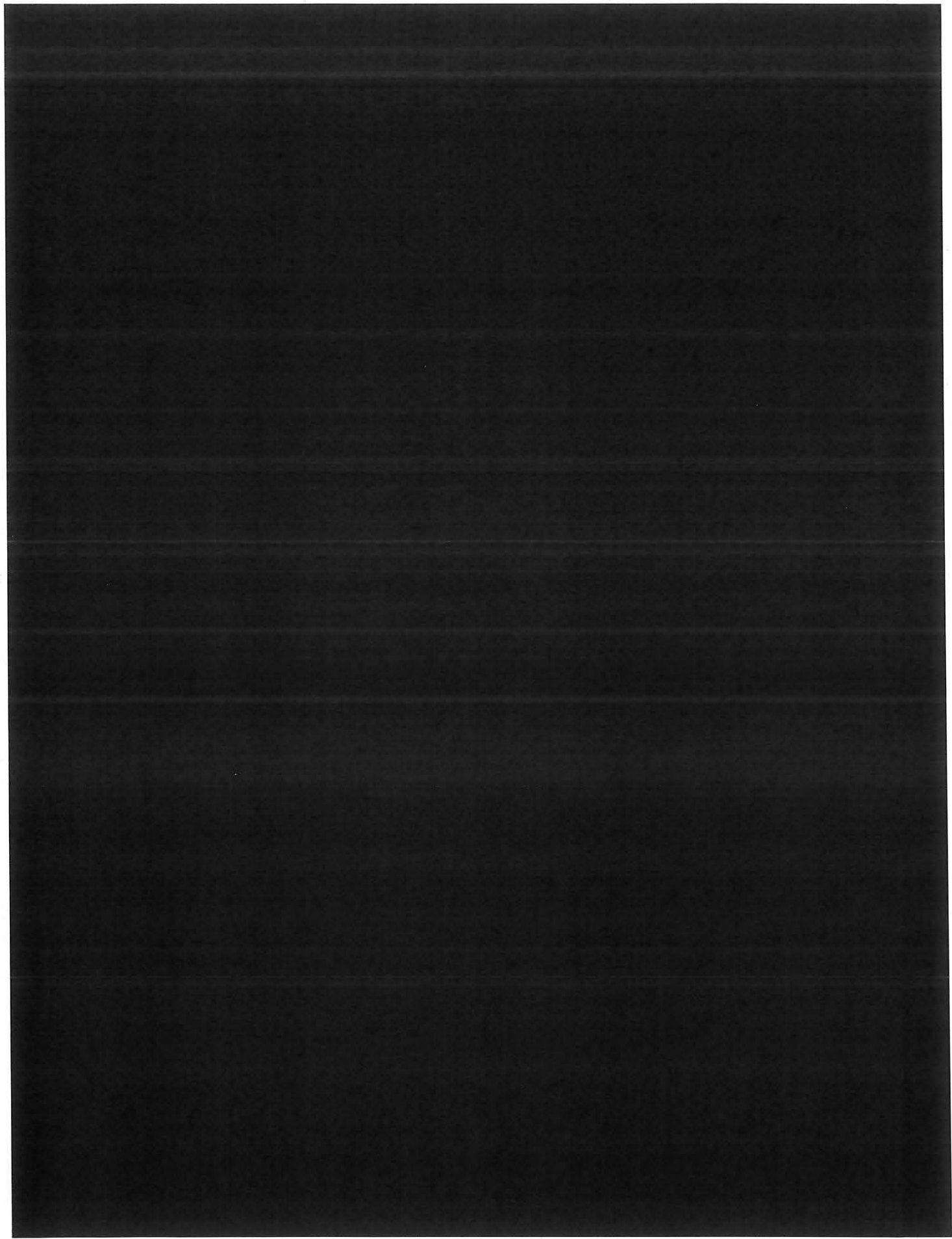


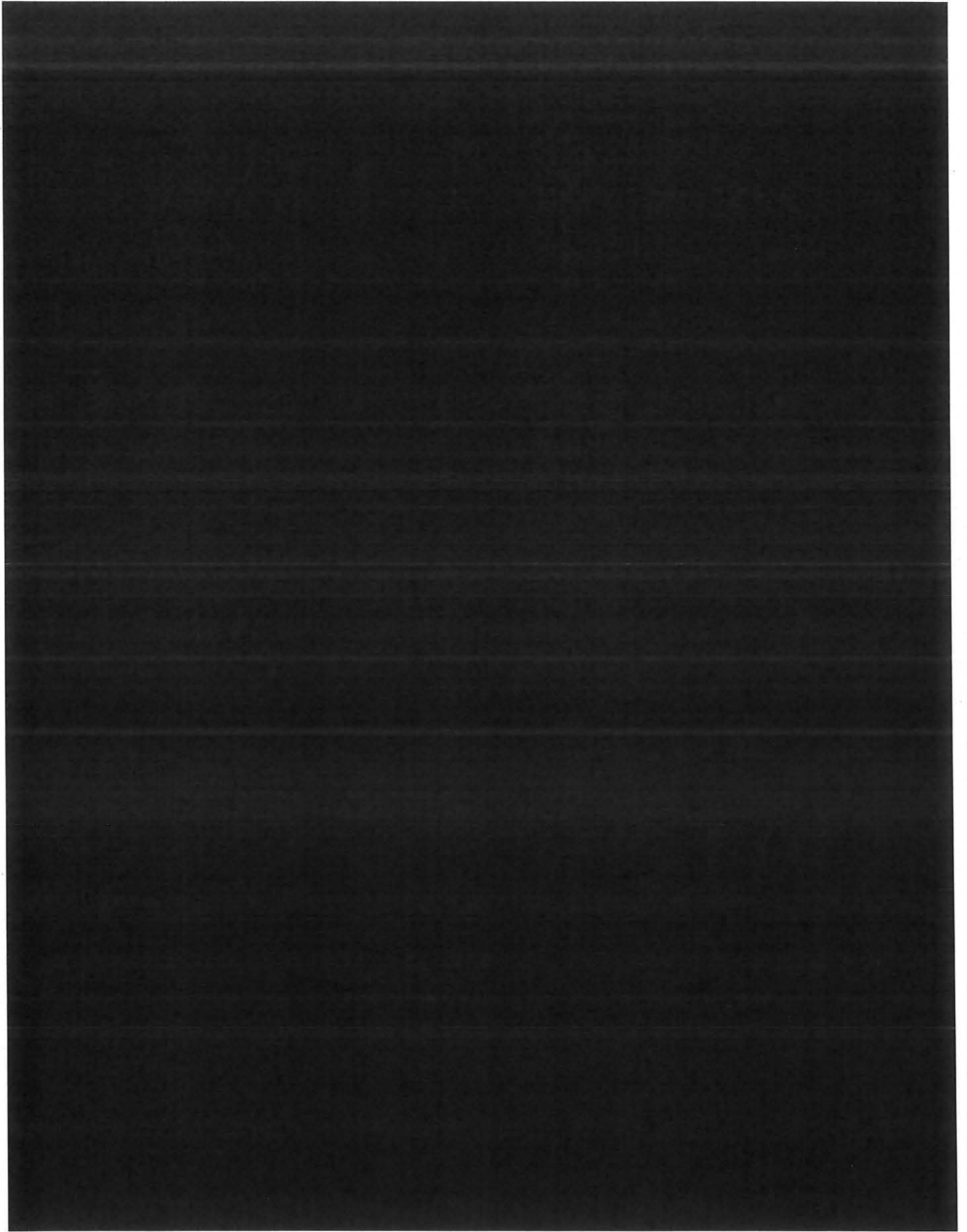


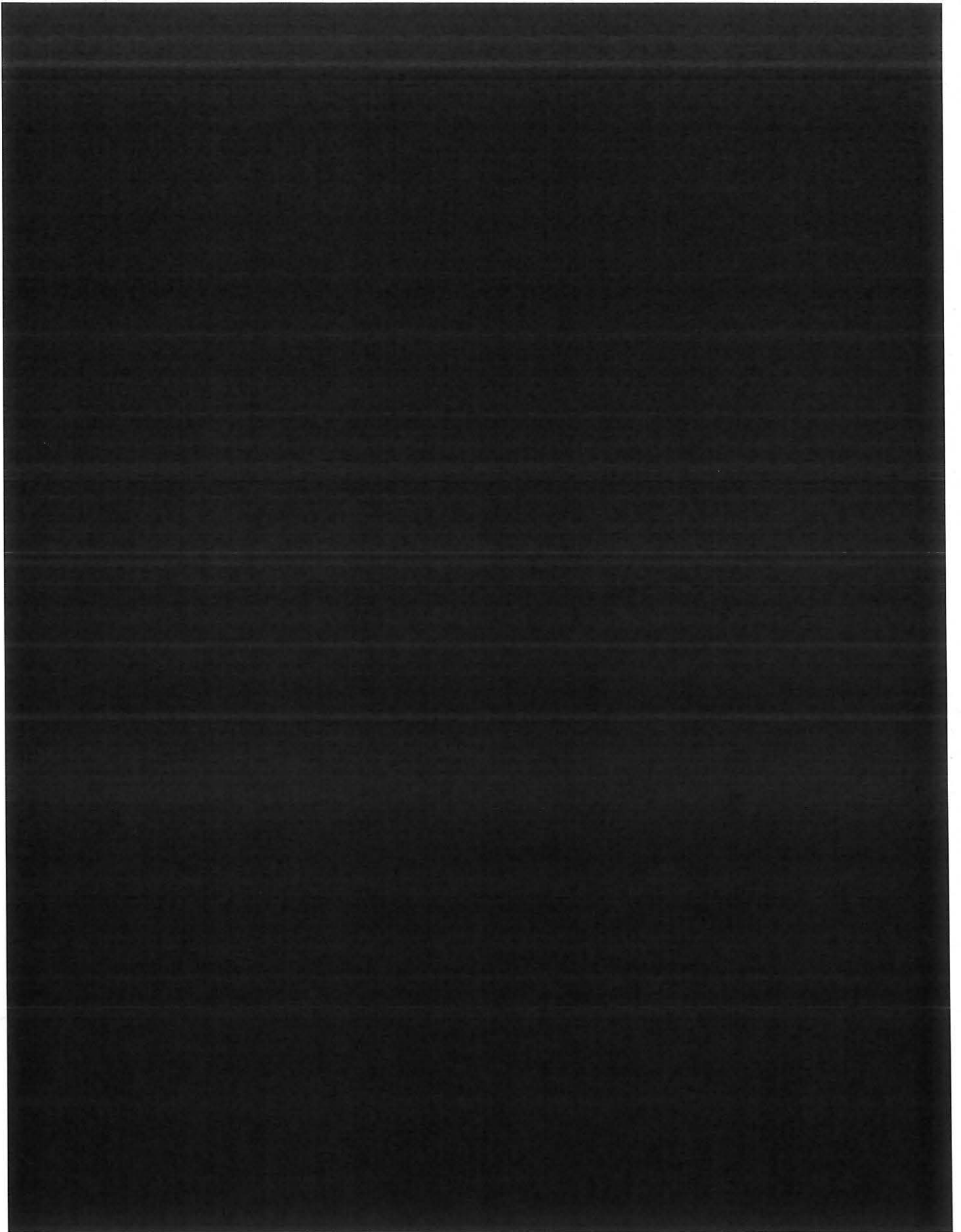












庁内診療の流れ

大阪出入国在留管理局

